

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月3日

【事業年度】 第106期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

【会社名】 ラサ商事株式会社

【英訳名】 Rasa Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井村周一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町8番1号 ヤマタネ箱崎ビル

【電話番号】 東京3668 8231(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画室長 大岡隆

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋箱崎町8番1号 ヤマタネ箱崎ビル

【電話番号】 東京3668 8231(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画室長 大岡隆

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

ラサ商事株式会社 大阪支店
(大阪市北区堂島1丁目2番5号 堂北ダイビル)

ラサ商事株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区錦1丁目11番20号 大永ビル)

ラサ商事株式会社 横浜支店
(横浜市港北区新横浜3丁目19番11号 新横浜タウンビル)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第106期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)～(7) 省略

(訂正前) (8) 株主決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、会社法第165条第2項により、取締役会の決議によって自己株式の取得をすることができる旨を定款に定めております。

(訂正後) (8) 株主決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、将来の機動的かつ迅速な資本政策の遂行に備えるため、会社法第165条第2項により、取締役会の決議によって自己の株式の取得をすることができる旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって中間配当ができる旨を定款で定めております。